

「笠間市公共下水道条例施行規則」の改正に伴う基準（案）

<p>参酌，従うべき，標準，その他の基準</p>	<p>笠間市の対応</p>	<p>制定（改正） 案の条文</p>
<p>下水道法施行令・同施行規則・政令等</p>	<p>笠間市公共下水道施行規則</p>	
<p>下水道法施行令第五条の四第五号の国土交通大臣が定める措置を定める件 （用語の定義） 第1条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 レベル一地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。 二 レベル二地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い，大きな強度を有す地震動をいう。 三 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。 イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられている排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設。 ロ 破損した場合に二次災害を誘発する恐れがあり，又は復旧が困難であると見込まれる排水施設。 四 その他排水施設前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。</p> <p>下水道法施行規則 （生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設） 第四条の三 令第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるものは，次のいずれかに</p>	<p>（公共下水道の構造の技術上の基準等に関する用語の定義） 第19条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。 二 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。 三 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。 四 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。 五 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。 六 レベル一地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。 七 レベル二地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い，大きな強度を有する地震動をいう。 八 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。 イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設 ロ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり，又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設 九 その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。</p> <p>（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設） 国の基準のとおりとする。</p>	<p>第19条</p> <p>第20条</p>

<p>該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を保管する施設を含む。）とする。</p> <p>一 配水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</p> <p>二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</p> <p>イ 令第六条に規定する基準</p> <p>ロ 大腸菌が検出されないこと。</p> <p>ハ 濁度が2度以下であること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの</p> <p>2 前項第二号ロ及びハに掲げる基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>		
<p>(耐震性能)</p> <p>第二条 重要な排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 レベル一地震動に対して、所用の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。</p> <p>二 レベル二地震動に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の初期の流下能力及び処理能力を保持すること。</p> <p>2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。</p>	<p>(耐震性能)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	<p>第 21 条</p>
<p>(下水道法施行令第五条の四第五号の国土交通大臣が定める措置)</p> <p>第三条 下水道法施行令第五条の四第五号の国土交通大臣が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。</p> <p>一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同</p>	<p>(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	<p>第 22 条</p>

<p>じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置</p> <p>平成16年3月12日国土交通省告示第262号 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第5条の9第1号の国土交通大臣が定める配水管の内径の数値については100ミリメートル(自然流下によらない配水管にあつては、30ミリメートル)とし、同号の国土交通大臣が定める排水渠の断面積の数値は、5000平方ミリメートルとする。</p> <p>下水道法施行令第五条の十第二号の国土交通大臣が定める措置を定める件(平成二十四年二月二十一日国土交通省告示第百八十六号)</p> <p>一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置</p> <p>二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置</p> <p>三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及</p>	<p>(排水管内径及び排水渠の断面積を定める数値)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p> <p>(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	<p>第23条</p> <p>第24条</p>
--	---	-------------------------

<p>び流出を防止する覆いの設置その他の措置</p> <p>下水道法施行令第十三条第六号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件（平成二十四年二月二十一国土交通省・環境省告示第一号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置 二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置 三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置 	<p>（終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置）</p> <p>国の基準のとおりとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第25条</p> <p>第26条</p>
---	--	-------------------------